

令和5年第11回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年10月24日(火) 開会 午前 9時23分

2. 開催場所 入間市庁舎 AB棟 4階 大会議室

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 遅刻委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 7番 上原和子 8番 中村勝雄

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第2号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について

報告第1号 農地賃貸借合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 田中 勲

宇津木保男 齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩崎 聡

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

農業振興課主幹 新 宜之

農業振興課主任 酒井 大

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員9名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第11回入間市農業委員会を開会いたします。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番、上原和子委員、8番、中村勝雄委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してあるとおりです。

それでは議事に入ります。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号、当事者・受人の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第1号1番について、ご説明申し上げます。

1番、譲受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、895平方メートル。申請理由、受人は隣接地を山林として利用する転用許可を受けたが、申請地も併せて植林し山林として利用すべく申請する。摘要、山林。

お手元に議案第1号1番の資料が置いてあると思います。案内図と併せてご覧いただくようお願いいたします。それでは、まず申請人により、利用計画理由書というのが提示されておりますので朗読します。

利用計画理由書。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の申請について、下記の通り説明させていただきます。

私は、南側土地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にも、農地を取得し、耕作しました。耕作が芳しくないため、植林し、山林として利用したいと考えていたところ、譲渡人である〇〇さん、〇〇〇〇〇〇から譲り受けについての相談をいただき、購入いたしました。

上記2筆の隣地、上記2筆というのが〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇の隣地の申請地、鳴海さんから譲り受けに関する相談があり、隣接地であるため、購入を選択しました。

その農地も譲渡人から話があったとおり、玉石や小石が混在しておりました。そのため、農地として利用するより、農地法第4条申請を行っている農地と合わせて、モミの木やヒノキを植林し、管理人として利用したいと思い、転用申請を行いました。

計画として、農地法第4条申請活動同様に、転用許可後に、別添土地利用計画図の通り植林を行い、10年から20年、生育した木を伐採し、出荷できるよう考えております。

なお、管理については、運用経験者の指導のもと、技術習得を行う予定です。

設備や機械等については、現在農業で使用しているものを代用し、その他は経験者と相談の上、準備予定です。植林後は年5回ほど間伐を行い、山林として管理していく予定です。

周辺隣地への雨水対応策として、筆境界より、敷地中心に2%ほどの傾斜を行い、雨水を本申請地中心に向け、浸透処理していく予定です。

種類や配置については、別添土地利用計画図に記載の通りです。なお、〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇〇〇〇の植林する苗木は発注済みです。10月末から11月には納入されることになっております。気象状況等で苗木の根を張るのに適した気温等の指導を受けた上での工程を行っております。11月よりは、9月に許可を受けた2か所の植林を行える予定です。

2023年9月19日、〇〇〇。以上です。

10月19日に的場推進委員と申請地の状況を確認してきました。

草が多少生えていて、小石も散在し、耕作に不向きなように思われました。

そういうわけで、以上で転用申請をやむを得ないと思われませんが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に的場利夫委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

10月19日に野村委員と一緒に、現地の方の確認はいたしております。

野村委員の説明通りでございます。問題ないかと思われますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、受人は隣接地を山林として利用する転用許可を受けたが、申請地も併せて植林し山林として利用するための許可申請です。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第2種農地の不許可の例外については、「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより当該申請にかかる事業の目的を達成することができる」と認められない」に合致します。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇にかかる経費を、全額、〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇による〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。その他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可しえる状況であることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

申請地の〇〇側が15.3メートル。〇〇〇〇が14.5メートル。申請者の〇〇〇〇が7.6メートルのほぼ二等辺三角形に近い農地であり、奥行きがですね、7.6メートルということですので、農地としての機能がほぼ失われているような状況に思われます。また隣接地に他の農地はなく、一方が市道、隣接地との境界はブロック積みのフェンスが施行されており、駐車スペースとしての利用の際には、雨水の流出がないように、砂利敷きを予定しておりますので、転用申請はやむを得ないと思うのですけれども、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

10月20日、担当の荻野委員とは別に、現地を確認しました。

荻野委員の説明の通り、周辺農地への影響等、特に問題ないかと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号2番については、受人は、現在隣接地に居住しているが、〇〇〇の〇〇により新たな通勤用車両の駐車場が必要となったことから、敷地拡張による住宅敷地の拡張を行うための農地転用許可申請でございます。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地であることから、第1種農地に該当します。

これらのことを踏まえ、立地基準となる第1種農地の不許可の例外については、「既存の

施設の拡張として、拡張の係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2を超えないものに限る」に合致いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、資金計画については、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇の経費を、〇〇〇〇〇で賄う計画となっており、〇〇〇〇〇〇が添付されていることから資金の調達については支障ないと判断できます。この他、一般基準についても全て合致しております。

つきましては、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響がないものと判断されれば、許可し得る状況であることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありました。質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。

許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第2号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号ごとに、当事者・借受人の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第2号1番について、ご説明を申し上げます。

借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,059平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

現地の状況ですけれども、こちらにつきましては、今月18日に、宇津木推進委員とは個別に申請地に出向き、適正に管理されていることを確認して参りました。

借受人は宮寺地区を中心に野菜栽培をされている基幹農家で、〇〇〇〇〇で農作業に従事され、今般の申請地は新たに、野菜畑として利用予定です。

また、借受人は自作・借入地を含め2ヘクタールを耕作しており、農機具も耕運機3台、トラクター2台、軽トラック2台を所有しており、今後の耕作におきましても支障はないと思われます。なお、当該申請地は、本年〇月〇〇日に〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいの農地所有者から、委員会事務局宛へ賃借あっせん希望の相談があった農地であることを申し添えます。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

10月18日に、担当の荻野委員とは別々に現地を確認しました。

現地は適正に管理されており、荻野委員の説明の通り、利用権新規設定に支障がないと思われますのでよろしくお願ひします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第2号の1番は、使用貸借権による新規の利用権設定でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今

回はその経過措置による利用権設定となります。

荻野委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は203アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたしますが、2番から4番の議題は借受人が同一の議題でございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第2号の2番から4番を一括議題といたします。

担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番(清水昇君)

3番、清水です。議案第2号の2から4番の案件について、ご説明申し上げます。

2番、借受人、有限会社〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,289平方メートル。利用権種類、使用貸借権。摘要、更新。

続きまして3番、借受人、有限会社〇〇〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、3,145平方メートル。利用権種類、使用貸借権。摘要、更新。

続きまして4番、借受人、有限会社〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、4,167平方メートル。利用権種類、使用貸借権。摘要、更新。

10月22日に、宇津木推進委員と一緒に耕作状況等を確認してきました。

〇〇〇〇〇〇は入間市を中心に、狭山市や瑞穂町でも野菜を栽培している農業法人です。耕作は代表の〇〇〇〇さんをはじめ、3名で行っております。今回は利用権期間の満了に伴う3件の更新の申請となっております。申請地は今後も野菜畑として利用する予定です。

市内では446アールを耕作しており、また、農機具もトラクターやコンバインなど、必要なものを所有しているため、今後の耕作も支障ないかと思われまます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

10月22日、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。

現地は野菜畑として適正に管理されており、清水委員の説明の通り、利用権設定更新に支障ないと思われまますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第2号の2番から4番は、使用貸借権による更新の利用権設定でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は446アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上です。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要

件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて承認することに決定いたしました。

次に、5番を議題といたしますが、5番から24番までは、関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、5番から24番までを一括議題といたします。

この議案については、初めに事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

それでは事務局から説明を願います。

○事務局

それでは、ご説明いたします。

議案第2号5番から24番までの案件は、貸付け希望者からの農地に関して「埼玉県農林公社」が農地中間管理事業に基づく利用権の設定を行うことについて審議をお願いするものでございます。こちらについても、経過措置による利用権設定となります。

なお、この後の議案である第3号、「農用地利用集積等促進計画の案」において、埼玉県農林公社から借受け希望者への貸付け計画に係る意見について審議をお願いすることとなっております。

それでは、議案書を読み上げます。なお、読み上げる部分は、貸付人と氏名、筆数、合計面積、利用権種類の4点とさせていただきます。

○番、貸付人、○○○○。1筆、1,013平方メートル、賃借権。

6番、貸付人、○○○○。1筆、769平方メートル、賃借権。

7番、貸付人、○○○○。1筆、991平方メートル、賃借権。

8番、貸付人、○○○○ 外1名。1筆、532平方メートル、賃借権。

9番、貸付人、○○○。2筆、3,693平方メートル、賃借権。

10番、貸付人、○○○○。3筆、2,263平方メートル、賃借権。

11番、貸付人、○○○○。1筆、1,314平方メートル、賃借権。

- 12番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、945平方メートル、賃借権。
13番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1,759平方メートル、賃借権。
14番、貸付人、〇〇〇〇。2筆、2,045平方メートル、賃借権。
15番、貸付人、〇〇〇〇。4筆、3,889平方メートル、賃借権。
16番、貸付人、〇〇〇〇。2筆、1,702平方メートル、賃借権。
17番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、198平方メートル、賃借権。
18番、貸付人、〇〇〇〇。3筆、3,512平方メートル、賃借権。
19番、貸付人、〇〇〇〇。7筆、5,975平方メートル、賃借権。
20番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、2,201平方メートル、賃借権。
21番、貸付人、〇〇〇〇。8筆、7,906平方メートル、賃借権。
22番、貸付人、〇〇〇〇〇。1筆、724平方メートル、賃借権。
23番、貸付人、〇〇〇〇。1筆、1,060平方メートル、賃借権。
24番、貸付人、〇〇〇。2筆、1,404平方メートル、賃借権。

読み上げは以上でございます。それでは、説明に入ります。

本案件は、農地中間管理事業に基づく利用権の設定でございます。中間管理機構である「埼玉県農林公社」が借り受ける農地は、所有者20名（共有者を含むと述べ21名）、筆数は44筆、総面積は43,895平方メートルになります。

利用権種類は全筆「賃借権」であり、利用権の設定期間も、全筆、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間でございます。借賃は、10アール当たり防霜ファンが設置されている農地は4,000円、設置されていない農地は2,000円でございます。

次に、本議案の審議要件でございますが、一般的な旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定の場合とは異なり、農地中間管理事業で利用権を設定する場合は、同法第18条第3項第3号のただし書により、1点目として入間市の「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」に適合するか、2点目として所有権を有する者の同意を得ているかの2点のみとなります。

このことを踏まえまして、本案件は、入間市の定める「農業経営基盤の強化促進に関する基本構想」の条件に合致しており、所有権を有する者の同意についても「農用地利用権設定等申出書」により確認していることをご報告申し上げます。以上でございます。

○議長

それでは、担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

10月19日に、木蓮寺南峯地区にある8筆の農地の状況を、的場推進委員と共に確認して参りました。

この8筆の農地について、適切に管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告します。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の、的場です。

10月19日に、担当の野村委員と一緒に、現地の方を確認しております。

金子上地区内の農地についても、今後は茶畑として利用するとのことで、野村委員の説明の通りで問題ないかと思われますので、よろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。

10月20日に、寺竹上谷ケ貫地区にある4筆の農地の状況を、三木推進委員と別に確認して参りました。

この4筆の農地について寺竹地区については、除草されていて、いつでも茶畑として耕作できる状態であります。

上谷ケ貫地区につきまして、3筆については管理された状態であり、今後とも茶畑として耕作していくことに問題ないことをご報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、三木康行委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

10月21日に、上原委員とは別々になりますが、現地を確認しました。

金子中地区内の農地について、今後は茶畑として利用することと、上原委員の説明の通り、特に問題ないかと思われまますので、よろしく願いいたします。以上になります。

○議長

ありがとうございました。

次に、担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員4番（中島伸吉君）

4番、中島です。

10月11日に下谷ヶ貫地区の17筆、10月19日に中神地区の8筆、合計25筆の農地の状況を、豊泉委員とは、別々に確認して参りました。

この25筆の農地については、管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

続いて、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

10月22日、23日に、中島委員とは別々に、現地を確認しました。

中島委員の説明の通り、特に問題ないと思われまますので、よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。

10月22日に、新久地区にある7筆の農地の状況を、間野推進委員と一緒に確認して参りました。

この7筆の農地については、茶園として管理された状態であり、今後茶畑として耕作していくことに問題ないことを報告いたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、間野哲委員、東金子・豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子・豊岡中地区推進委員の間野です。

10月22日、担当の久保田委員と一緒に、現地を確認しました。

久保田委員の説明の通り、特に問題はないかと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

事務局及び担当委員から説明がありましたが、本件は農地中間管理機構である埼玉県農林公社が、農地中間管理権の取得のため利用権の設定を受けるものであり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をとりたいと思います。よろしく願いします。

休憩 午前10時02分

（農業振興課職員 前方に移動）

○議長

それでは、会議を再開させていただきたいと思います。

再開 午前10時07分

○議長

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

本件は、農用地利用集積等促進計画の案ですが、賃借権の設定等を受ける者について事務局より説明を受け、皆様からご意見をいただいた後に、計画の案に対する農業委員会の意見を集約していきたいと思えます。

それでは、1番から44番までの案件について、事務局に説明を願います。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号、農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件（令和5年10月分）に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

ご説明するのに先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正がございましたが、公社を介した権利設定の手法について、経過措置期間において入間市では従来踏襲型を採用し、配分計画が促進計画に置き換わる事を除き従来同様の流れとなっております。

それでは、ご説明いたします。農用地利用集積等促進計画は、埼玉県農林公社が農地中間管理権を得た農地について入間市が借り手を選定し、まとめたものでございます。

市では、この農用地利用集積等促進計画の案を作成した場合、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を聞くこととされているため、付議されたものでございます。

別紙1の令和5年度第3回農用地利用集積等促進計画（案）をお開きください。

賃借権の設定等を受けるものは、全筆、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社であり、設定する権利の種類は、全筆、賃貸借。利用内容は、全筆、茶畑。貸借期間は、全筆、令和6年1月1日から令和15年12月31日までの10年間でございます。

借賃は、10アール当たり、防霜ファンが設置されている農地は4,000円、設置されていない農地は2,000円で計算されております。

支払い方法は、全筆、口座振替となっております。

借受け希望者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社は、〇〇〇〇〇を母体として設立された〇〇〇〇〇〇株式会社が出資し、平成27年3月に設立された農業法人です。

法人としての経験年数は8年程ではございますが、生産部門を取り仕切る役員は約25年にわたり製茶経営に携わった経験者で、茶の栽培や加工、地域の実情も熟知しております。製茶工場は寺竹地内にあり、借入地までの所要時間は10分ほどでございます。

借受け希望者は、今後、農業者の高齢化や相続等により農地の管理に困る方等が懸念される中、金子地区の農地を守っていきたいと考えており、これまでの実績からも借受け希望者である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社への農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明のありました1番から44番までの案件について、皆様にご意見を伺います。何かございませんか。

（宮岡康光委員挙手）

○農業委員6番（宮岡康光君）

今の案、44件ありますけど、トータルの面積でどのくらいなのか。

○農業振興課

農業振興課の新です。よろしく申し上げます。

今回の借受け農地につきましては、44件で、43,895平方メートルです。以上です。

○農業委員6番（宮岡康光君）

あと今までのところと足すと、どのくらいになりますか。

○農業振興課

お答えいたします。今回、今説明させていただきました44筆、それを合わせますと全部で535筆、620,232平方メートルになりまして、62ヘクタールとなります。

○農業委員6番（宮岡康光君）

はい。ありがとうございます。

○議長

他に何かございませんか。

（宮岡幸江委員挙手）

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

今の続きですが、そうすると金子地区の何%ぐらいが集積農地なのですか。

○農業振興課

すみません。パーセンテージについては、今は持ち合わせていません。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

促進計画の中で、計画の行き着くところほどの程度を目指しているのか、高齢化が進む中で計算できない部分もあるかもしれませんが、目標とするとどのくらいを考えていますか。

○農業振興課

集積の目標でございますが、県の方から農用地利用集積に関する目標値を50%が56%に変更しております。入間市の今の集積率ですが、23.5%になっておりますので、目標としては、この県の方の集積率の目標に向かって進めるということになります。以上です。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

ということは、今どのくらいかはわかっていますか。

○農業振興課

そうですね。入間市は23.5%です。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

先ほど伺った、金子地区だけは。

○農業振興課

金子地区ではないです。全体です。金子地区だけではわかりません。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

わかりました。ありがとうございます。

○議長

他に何かございませんか。ありませんか。よろしいですかね。

それでは農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。

本件の意見聴取の回答としては、「特に意見はありません。」とすることに決定しました。

ここで、農業振興課の職員は退席となります。

○農業振興課

ありがとうございました。

(農業振興課職員 退室)

○議長

続いて、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いします。

それでは1番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第4号の1番について、ご説明を申し上げます。

1番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、3,708平方メートル。

10月21日に、齋藤推進委員と一緒に現地の確認と、〇〇さんから自宅にて話を伺って参りました。

〇〇さんは上藤沢地区で〇〇を経営していますが、現地の畑は大変綺麗に耕作されておりました。家族2人で耕作し、大きいのは、トラクター1台、トラック1台等を所有しており、特に問題はないかと思えます。

現地の耕作の状況や本人の農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題ないかと思われます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢・豊岡南地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢・豊岡南地区推進委員の齋藤です。

10月21日に、担当の清水委員と一緒に現地を確認いたしました。

清水委員の説明の通り、特に問題ないと思われます。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番(小澤正幸君)

議席番号1番、小澤です。議案第4号の2番についてご説明を申し上げます。

2番、〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、1,007平方メートル。

10月18日に、間野推進委員と別々になりますが、現地確認と、直接〇〇〇さんから電話にて話を伺ってきました。

農地の状況ですが、2筆とも茶畑になります。

〇〇〇さんは、お勤めですので、家族で協力して耕作しているということです。

現地確認、私なりの見方になりますが、2筆とも雑草なく肥培管理の行き届いた防霜ファンつきの茶園。ということで、問題はないかと思えます。また、農機具の所有状況なんですけど、可搬式摘採機、あと茶園用の防除機、動噴。この収穫した生葉は近くの製造農家へ納品するとのお話です。

現地の耕作の状況や本人の農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題ないかと思われます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子・豊岡中地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子・豊岡中地区推進委員の間野です。

10月22日、担当の小澤委員と別々に現地を確認しました。

小澤委員の説明の通り、特に問題ないかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第4号の3番について、ご説明を申し上げます。

3番、相続人氏名、〇〇〇〇〇。筆数、3筆。合計面積、3,154平方メートル。

10月21日に、齋藤推進委員と一緒に現地の確認と、また〇〇さん宅にてお話を伺って参りました。

〇〇さんは、上藤沢地区に農地があり、適度に草刈りがされている状況でありました。

管理は、〇〇さん夫婦と〇〇さん3人でしているとのことでした。

農機具は軽トラック1台、草刈機1台、耕運機1台を所有しており、特に問題はないかと思っております。

現地の耕作の状況や本人の農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題ないと思われまます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢・豊岡南地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢・豊岡南地区推進委員の齋藤です。

10月21日に、担当の清水委員と一緒に現地を確認いたしました。

清水委員の説明の通り、特に問題ないと思われます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第4号の4番についてご説明を申し上げます。

4番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、789平方メートル。

10月19日に、的場推進委員と共に現地確認と、〇〇さんからは電話にて話を伺ってきました。

申請人の〇〇さんは、〇〇〇〇〇〇に住んでいて、申請地まで約4キロメートル、所要時間は10分とのことでした。

経営面積は現在1.5ヘクタールで、申請地ではネギ、ニンジンなどの野菜を作るとのことです。所有農業機械は、トラクター3台、耕運機3台、普通トラック1台、軽トラック3台です。ご本人と奥さん、子供さんの3名で作業するとのことでした。

引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特に問題はないかと思われますが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

10月19日、担当の野村委員と共に、現地を確認いたしております。

野村委員の説明の通りでございます。特に問題はないかと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、5番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第4号の5番についてご説明を申し上げます。

5番、相続人氏名、〇〇〇〇〇。筆数、4筆。合計面積、6,329平方メートル。

10月19日に、的場推進委員と一緒に現地確認をし、申請人の〇〇さんより電話にて話を伺ってきました。

〇〇さんは、〇〇〇〇〇に住んでおられ、申請地まで約6キロメートル、所要時間約10分とのことで、経営面積は現在、〇〇〇〇で65アール、〇〇〇〇で140アール。圃場は茶畑とのことで、農業機械はトラクター1台、耕運機2台、普通トラック1台、軽トラック1台、乗用摘採機1台を所有し、家族3名で耕作していくとのことでした。

引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特に問題はないかと思われませんが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場でございます。

10月19日に、木蓮寺地区2筆、下谷ヶ貫地区2筆、計4筆を野村委員と一緒に確認をいたしております。

野村委員の説明の通りでございます。問題ないかと思われますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、6番を議題といたします。

担当6番、宮岡康光委員、説明を願います。

○農業委員6番（宮岡康光君）

6番、宮岡です。議案第4号の6番について、ご説明を申し上げます。

6番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,755平方メートル。

10月20日に、推進委員の大室さんと現地を確認いたしました。

畑は整地され、綺麗に管理されていまして。ちなみに今年はゴマを作付されたそうです。

また翌日の21日に、〇〇〇〇さんの自宅にて耕作状況のお話を伺ってきました。

奥様と2人で耕作され、農業機械はトラクター1台、耕運機2台、普通トラック1台を所有されている状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武・豊岡北地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武・豊岡北地区推進委員の大室です。

10月20日、担当の宮岡委員と一緒に現地を確認いたしました。

宮岡委員の説明の通りでございますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

続いて、議案第5号 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について、を議題といたします。

この議案については、はじめに、「意見伺い」の内容について、事務局に説明を求め、その後、担当委員に説明を願います。

なお、事務局による議案書の読み上げは、一部省略し、読み上げるよう願います。

それでは、1番について、事務局に説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、一部省略させていただきます。

議案第5号、入間都市計画生産緑地地区の変更に係る意見について。

生産緑地法施行規則及び平成3年9月10日付建設省都公緑発第77号建設省都市局長通知に基づき入間都市計画生産緑地地区の変更について、農業委員会の意見を求めるものでございます。

1番、変更前、土地所有者、〇〇〇 外1名。地名、〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇-〇。合計面積、1,124平方メートル。

また、〇〇土地区画整理事業地内での地名等は、〇〇街区〇画地。668平方メートル。

生産緑地地区番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇 外1名。地名、

廃止でございます。

議案第5号の1番については、第〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和〇年〇月〇〇日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

議席番号1番、小澤です。議案第5号の1番について、ご説明を申し上げます。

10月19日に、間野推進委員と別々になりますが、現地確認いたしました。

その状況ですが、その土地は雑草なく耕作され、秋野菜、里芋、なす、ほうれん草、あと柑橘類の栽培がされていました。近隣住民にも迷惑はかからないで、むしろ環境にやさしい配慮がうかがえました。

1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域の農地であり、市街化を促進する区域であることから、支障はないものと思われれます。

2点目の周辺農地に与える影響についても、すでに宅地化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子・豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子・豊岡中地区推進委員の間野です。

10月22日、担当の小澤委員とは別々に、現地を確認しました。

小澤委員の説明の通り、特に問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について何かご意見ございましたらお願いいたします。

（なし。の声）

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答としては、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に、2番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、一部省略させていただきます。

2番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇〇。面積、550平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇〇。地名、廃止でございます。

議案第5号の2番については、第〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和〇年〇月〇〇日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。2番について、ご説明申し上げます。

10月22日に、〇〇〇〇〇〇と一緒に、現地確認いたしました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇の北側に入った、〇〇〇と〇〇の境から少し〇〇側に入ったところですが。

作付けはされていませんでしたが、植木が3本ほどあり、綺麗に管理されておりました。

周辺は宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっており、付近に畑は見当たりませんでした。

1点目の市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する区域であることから支障ないと思われれます。

2点目の周辺農地に与える影響ですが、周辺はすでに宅地化が進んでおり、特に影響ないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子・豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子・豊岡中地区推進委員の間野です。

10月22日、担当の久保田委員と一緒に現地を確認しました。

久保田委員の説明の通り、特に問題ないかと思しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答としては、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に、3番について事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに議案書を読み上げます。なお、読み上げは、一部省略させていただきます。

3番、変更前、土地所有者、〇〇〇〇〇。地名、〇〇〇〇〇〇。地番、〇〇〇〇〇。面積、874平方メートル。生産緑地地区番号、第〇〇号生産緑地地区。変更後、土地所有者、〇〇〇〇〇。地名、廃止でございます。

議案第5号の3番については、第〇〇号生産緑地地区の農地について、生産緑地指定の告示の日から起算して30年を経過したことに伴い市へ買取り申し出がありましたが、市は買取らず、農業者への買取り斡旋も不調に終わったことから、令和〇年〇月〇〇日付で生産緑地地区として課されていた行為制限が解除されました。

このことから、生産緑地法施行規則第1条、建設省都市局長通知により、生産緑地地区の変更又は廃止に関し農業委員会に意見を聴くことができるとの規定に基づき、入間市長より

農業委員会に対して、生産緑地地区の変更による影響について意見を求められているものでございます。

求められている意見の内容は、

1点目、「市内農地の減少について」、

2点目、「周辺農地に与える影響について」、の2点になります。

この2点の内容について支障がないか審議をお願いするものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長

続いて、担当5番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員5番（清水裕司君）

5番、清水です。議案第5号の3番について、ご説明を申し上げます。

10月21日に、齋藤推進委員と一緒に現地を確認いたしました。

現地は大変綺麗に耕作されておりました。申請地周辺は宅地化が進んでいる場所であり、農地が宅地に囲まれた状況となっております。

市内の農地の減少についてですが、市街化区域内の農地であり、市街化を促進する地域であることから、支障がないものと思われれます。

また、周辺農地に与える影響についてですが、周辺はすでに市街化が進んでおり、特に影響はないものと考えられます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢・豊岡南地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢・豊岡南地区推進委員の齋藤です。

10月21日、担当の清水委員と一緒に現地を確認いたしました。

清水委員の説明の通りと思われれますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、この件について、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

○議長

それでは、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見はありません。」という旨の回答でよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の意見聴取の回答としては、「特に意見はありません。」とすることに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地賃貸借合意解約について1件、農地法第3条の3の規定による届出については1件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については3件。

それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午前10時40分